令和６年生駒市教育委員会

第１１回定例会　議案

令和６年１１月２５日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和6年生駒市教育委員会（第11回）定例会議案目録

議案番号	議　　案　　名	項
報告第16号	臨時代理につき承認を求めることについて（令和6年生駒市議会第5回（12月）定例会提出議案の意見について）	1
報告第17号	教職員人事異動方針について	13
議案第28号	生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	17
議案第29号	幼稚園教諭・保育士人事異動方針について	18

報告第１６号

臨時代理につき承認を求めることについて

（令和６年生駒市議会第５回（１２月）定例会提出議案の意見について）

令和６年生駒市議会第５回（１２月）定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第５条第２項の規定により、令和６年１１月１９日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和６年１１月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

【提出議案】

・令和６年度生駒市一般会計補正予算（第６回）

・生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

・生駒市体育施設の指定管理者の指定について

・生駒市体育施設の指定管理者の指定について

第　２　表　繰　越　明　許　費　補　正

追加　　［単位　千円］

款	項	事　業　名	金　　額
教　　育　　費	中　　学　　校　　費	中学校施設整備事業	９０６，６０３
	幼　　稚　　園　　費	幼稚園管理運営費	８，６３７
	社　会　教　育　費	生涯学習施設整備事業	７，５５６

第　３　表　債　務　負　担　行　為　補　正

追加　　［単位　千円］

事　　項	期　　間	限　度　額
校務支援システム構築業務	令和６年度から 令和７年度まで	５０，９８０
壱分幼稚園園舎解体業務	令和６年度から 令和７年度まで	１６８，１０２
保育園・幼稚園検尿検便委託業務	令和６年度から 令和７年度まで	１，７４４
施設予約システム構築業務	令和６年度から 令和７年度まで	３，６８５

第　４　表　地　方　債　補　正

変更　　［単位　千円］

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校施設整備事業	113,700	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	1,020,300	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳　　入

（款）　15 国庫支出金

（項）　　1 国庫負担金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	5,351,287	80,821	5,432,108	2 児童福祉費負担金	80,821	子どものための教育・保育給付交付金
3 教育費国庫負担金	95,718	4,828	100,546	1 幼稚園費負担金	4,828	子どものための教育・保育給付交付金
計	5,452,441	85,649	5,538,090			

（款）　16 県支出金

（項）　　1 県負担金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	2,319,967	40,411	2,360,378	2 児童福祉費負担金	40,411	施設型給付費等県費交付金
4 教育費県負担金	47,859	2,414	50,273	1 幼稚園費負担金	2,414	施設型給付費等県費交付金
計	2,401,770	42,825	2,444,595			

（款）　16 県支出金

（項）　2 県補助金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	807,128	2,197	809,325	2 児童福祉費補助金	2,197	施設型給付費等県費補助金
6 教育費県補助金	49,860	1,258	51,118	2 幼稚園費補助金	1,258	施設型給付費等県費補助金
計	941,613	3,455	945,068			

（款）　22 市債

（項）　1 市債

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育債	268,200	906,600	1,174,800	2 中学校債	906,600	中学校施設整備事業債
計	3,503,300	906,600	4,409,900			

歳　　出

（款）　3 民生費

（項）　2 児童福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 児童保育費	2,394,034	276,723	2,670,757	123,429 (国負) 80,821 (県負) 40,411 (県補) 2,197			153,294	18 負担金補助及び交付金	276,723	施設型給付費等負担金
計	7,721,917	276,723	7,998,640	123,429			153,294			

（款）　8 教育費

（項）　3 中学校費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 中学校施設整備費	102,970	906,603	1,009,573		906,600		3	12 委託料	17,137	監理等委託料
								14 工事請負費	889,466	学校施設整備工事
計	416,610	906,603	1,323,213		906,600		3			

（款）　8 教育費

（項）　4 幼稚園費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他				
1 幼稚園費	927,174	20,808	947,982	8,500 (国負) 4,828 (県負) 2,414 (県補) 1,258			12,308	11 役務費	120	手数料　107 自動車保険料　13
								12 委託料	132	安全装置脱着委託料
								17 備品購入費	8,360	幼稚園用備品
								18 負担金補助及び交付金	12,171	施設型給付費等負担金
								26 公課費	25	自動車重量税
2 幼稚園施設整備費	14,296	990	15,286				990	12 委託料	990	壱分幼稚園こども園化準備業務委託料
計	941,470	21,798	963,268	8,500			13,298			

写

議案第　86　号

生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和６年１２月３日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

（生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター条例の一部改正）

第１条　生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター条例（平成２８年１０月生駒市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表中「コワーキングスペース」を「パーソナルブース」に改め、同表に次のように加える。

チャレンジスペース １㎡につき	100円	620円	9,170円

第２条　生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第２条の表中「生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター」を「生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター谷田町」に改め、同表に次のように加える。

生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター元町	生駒市元町１丁目６番１２号

別表の１の表中「施設利用料金」を「生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター谷田町」に改め、同表備考中「相当する額」の次に「（以下「消費税等相当額」という。）」を加え、別表の２の表中「附属設備利用料金」を「附属設備」に改め、同表を別表の３の表とし、別表の１の表の次に次の１表を加える。

２　生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター元町

区分	１時間使用	１日使用	１月使用
オープンスペース １人につき	610円	3,670円	55,000円
パーソナルブース １人につき	710円	4,280円	64,170円
セミナールーム １㎡につき	30円	180円	
チャレンジスペース １㎡につき	100円	620円	9,170円

備考　この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

（生駒市生涯学習施設条例の一部改正）

第３条　生駒市生涯学習施設条例（平成２３年９月生駒市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２の表会議室２０６の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　次項の規定　公布の日

(2)　第１条の規定　令和７年４月１日

(3)　第３条の規定及び附則第３項の規定　令和７年９月１日

（準備行為）

２　生駒市テレワーク＆インキュベーションセンター条例第３条に規定する指定管理者の指定の手続並びに同条例第７条の規定に基づく使用の許可及び当該許可に係る手続に関する行為は、前項第２号に掲げる規定の施行の日及びこの条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

３　第３条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第１の規定は、附則第１項第３号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

写

議案第　89　号

生駒市体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート、イモ山公園グラウンド、イモ山公園テニスコート、イモ山公園プール、生駒市北大和体育館、生駒市北大和野球場、生駒市北大和グラウンド、生駒市総合公園体育館、生駒市総合公園グラウンド、生駒市総合公園テニスコート、生駒市総合公園相撲場、生駒市市民体育館、生駒市武道館、滝寺公園テニスコート、生駒市健民グラウンド、生駒市健民テニスコート、むかいやま公園体育館、むかいやま公園グラウンド、むかいやま公園テニスコート、生駒市小平尾南体育館及び生駒市小平尾南少年グラウンド

２　指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人生駒市スポーツ協会

生駒市門前町９番２０号

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１２月３日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

写

議案第　90　号

生駒市体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール

２　指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東京アスレティッククラブ

東京都中野区中野二丁目１４番１６号

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１７年３月３１日まで

令和６年１２月３日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

報告第１７号

教職員人事異動方針について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第５号の規定により、次のとおり報告する。

令和６年１１月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

写

教職第５１６号
令和６年11月18日

各市町村教育委員会教育長　殿

奈良県教育委員会教育長

教職員人事異動方針について

奈良県教育委員会では、本県教育の一層の充実を目指すため、別紙のとおり令和４年11月８日付けで、教職員人事異動方針を定めています。令和７年４月向け人事異動についても、同方針に沿って実施します。

写

教職員人事異動方針

令和４年１１月８日
奈良県教育委員会

教職員人事異動方針を下記のとおり定める。

記

１　基本方針

教育に対する県民の期待と要望に応え、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行う。

（１）　各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、全県的な見地に立って、適材を適所に配置する。

（２）　教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長期勤務者の解消に努める。

（３）　若手教職員の人材育成の観点から、多様な経験を積ませるために、積極的な人事異動に努める。

（４）　児童・生徒の指導の充実強化を目指し教員の特性、経験を生かす異動に努める。

２　実施要領

人事異動に当たっては、所期の目的を達成するため、市町村教育委員会及び学校長との連絡協議を密にし、次のとおり行うものとする。

なお、特に、へき地教育、人権教育、特別支援教育並びに定時制・通信制教育の一層の振興を図るため、教職員組織の充実に努める。

（１）　任　　用

①　校長・教頭については、年齢、経歴にとらわれることなく校種、地域の実情、本人の特性等を考慮の上、原則として校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から任用する。

②　小・中学校長の任用に際しては、県内全域を対象として適材を適所に配置する。

③　教職員の新規採用者の配置については、採用候補者名簿に登載された者の資格、特性等を考慮の上で行う。

（２）　転　　任

①　小学校、中学校における市町村間・校種間の交流を積極的に進めるとともに、高等学校における地域・学科及び課程相互間、特別支援学校とその他の学校間、並びに教育委員会事務局と学校間等の交流を図る。

②　年齢・性別・教科・勤務年数等を考慮し、適材を適所に配置する。

③　同一校に１０年以上勤務する者については、地域や学校の実情を考慮しながら、原則として異動を行うこととする。なお、同一校１０年未満勤務の者についても、長期的観点から段階的な異動に努める。

④　新規採用後、初回の異動については、多様な経験を積ませるために、地域や学校の実情を考慮の上、早期の段階で行うこととする。小・中学校においては、県内全域の他市町村への異動を基本とする。

附　則

１　この方針は、令和５年４月１日人事異動から適用する。

写

令和７年４月小・中学校教職員人事異動の重点項目

１　管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を進める。

（教職員人事異動方針２(1)①、(2)②）

【趣　旨】　中央研修や大学院研修、人事交流等の機会を通し、次代を担う人材（ミドルリーダー）の育成に努めるとともに、魅力と活力ある学校づくりを進めるため、管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を推進する。

２　女性管理職の積極的な登用を進める。　（教職員人事異動方針２(1)①）

【趣　旨】　本県の女性管理職が全管理職に占める割合は、全国的に低位な状況にある。女性教員の活躍する場と機会の充実を図ることにより、次代を担う女性教員の育成に努めるとともに、管理職への積極的な登用を推進する。

３　初回異動対象年限を４年～１０年までとし、地域や学校の実情を考慮の上、全県的な見地に立って、県内全域の他市町村への異動を行う。　（教職員人事異動方針２(2)③④）

【趣　旨】　初回異動対象年限を４年から１０年までとし、市町村を越えて配置することにより、多様な経験を積ませ、ものの見方や考え方を広げ、実践的な指導力を向上させる。

４　特別支援教育・通級指導及び小中一貫教育の充実を目的とした、特別支援学校並びに小・中学校間の交流を積極的に進める。　（教職員人事異動方針２(2)①）

【趣　旨】　小・中学校と県立特別支援学校間での相互交流は、短期(１年)から基本の３年間の期間において、お互いのノウハウを学び生かせるような人材を増やす。また、小中一貫で９年間を見通した学習指導・生徒指導等を進めるための小・中学校間の交流、特別支援教育・通級指導の充実を目指した小・中学校間の交流を推進する。

５　へき地教育推進のための公募制人事異動を進める。　（教職員人事異動方針２(2)①）

【趣　旨】　へき地教育に対し意欲のある教員を公立小・中学校及び義務教育学校から公募し、適材を適所に配置することで人事面から学校づくりを支援し、へき地教育の一層の充実を図る。

議案第２８号

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和６年１１月２５日

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市体育施設条例施行規則（平成元年１２月生駒市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「プール（生駒市井出山屋内温水プールを除く。)」を「イモ山公園プール」に改める。

別表中「滝寺公園プール」を削る。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

議案第２９号

幼稚園教諭・保育士人事異動方針について

幼稚園教諭・保育士人事異動方針について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第２条第１号の規定により、次のとおり提出する。

令和６年１１月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

写

幼稚園教諭・保育士人事異動方針（案）

令和６年１１月２５日
生駒市教育委員会

幼稚園教諭・保育士の人事異動の方針を下記のとおり定める。

記

１　基　本　方　針

（１）　就学前教育・保育の充実を図るため、全市的な視野に立ち、適材を適所に配置する。

（２）　主幹教諭・主幹保育士の管理職への登用を積極的に進める。

（３）　同一園での長期勤務者の解消に努める。

（４）　人材育成の観点から、多様な経験を積ませるために、幼保間の人事異動を積極的に進める。

附　則

１　この方針は、令和７年４月１日人事異動から適用する。